

社会福祉法人いずみ 役員等報酬規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人いずみの役員及び評議員等（以下役員等という）の報酬等について定めるものである。

第2条（定義）

本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2. 報酬は、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

第3条（常勤役員の報酬）

理事長及び業務執行理事に対しては、別表1により、月額報酬を支払うことができる。

2. 当該報酬以外に、理事会、監事監査、評議員会等に係る支出及び実費弁償費並びに出張に係る報酬の支出は、これを行わないものとする。

第4条（理事会及び評議員会の出席報酬等）

理事が理事会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第5条（監事の報酬等）

監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第6条（苦情解決第三者委員の報酬等）

苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 苦情解決第三者委員が苦情解決第三者委員会以外の日において、法人及び施設に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第7条（虐待防止委員の報酬等）

虐待防止委員が虐待防止委員会に出席したときは、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる

2. 虐待防止委員が虐待防止委員会以外の日において、法人及び施設に係る虐待防止の業務にあたった場合は、別表2により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

第8条（出張旅費）

役員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 旅費は、実費を支給する。

3. 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

第9条（役員等の職務証跡）

役員等は、法人職務証跡資料として、出勤簿（職務証跡）の作成に協力するものとする。

第10条（改正）

本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表1 (月額)

名 称	報 酬
理事長業務報酬等	100,000円
業務執行理事業務報酬等	50,000円

別表2 (日額)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	10,000円	1,500円
評議員会出席報酬等	10,000円	1,500円
監事監査指導報酬等	10,000円	1,500円
苦情解決第三者委員	10,000円	1,500円
虐待防止委員	10,000円	1,500円

別表3 (日額)

旅 費	報 酬	その他
実 費	10,000円	実 費